報告第１号

令和３年度阪神水道企業団水道事業会計
予算繰越報告について

地方公営企業法第２６条第３項の規定により、令和３年度阪神水道企業団水道事業会計予算の繰越計算書を次のとおり報告する。

令和４年８月８日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の企業債
			円	円	円	円
資本的支出	建設改良費	大道取水場4期導水A-5号用エンジン設置工事詳細設計業務委託	16,500,000	0	16,500,000	0
		猪名川浄水場Ⅲ系オゾン設備取替工事	88,884,000	85,644,000	3,240,000	0
		猪名川浄水場改修工事その３詳細設計業務委託	77,669,000	0	77,669,000	0
		猪名川浄水場改修工事その３に伴う付帯工事	190,300,000	0	190,300,000	0
		甲東ポンプ場受配電設備取替工事設計業務委託	40,700,000	0	40,700,000	0
		甲東ポンプ場及び配水池流量計取替工事	16,783,000	14,949,000	1,834,000	0
		猪名川浄水場配水6号ポンプ取替工事詳細設計業務委託	16,500,000	0	16,500,000	0
		配水管更新工事	309,650,000	123,345,453	172,622,000	0
		送水管更新工事その２	106,700,000	4,704,307	101,995,000	0
		西宮ポンプ場送水ポンプ2号取替工事	131,186,000	124,861,000	6,325,000	0
計			994,872,000	353,503,760	627,685,000	0

地方公営企業法第２６条第２項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の企業債
			円	円	円	円
水道事業費用	営業費用	原水事業	1,404,118,000	1,324,456,968	17,534,000	0
		浄水事業	3,095,384,000	2,886,771,357	2,860,000	0
		配水事業	2,799,310,000	2,633,304,276	21,890,000	0
資本的支出	建設改良費	西宮ポンプ場送配水ポンプ取替工事	145,200,000	56,248,500	88,951,000	0
計			7,444,012,000	6,900,781,101	131,235,000	0

水道事業会計予算繰越計算書

財源内訳 損益勘定留保資金	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
円 16,500,000	円 0	円 0	関係機関との協議に時間を要したことにより工程に遅延が生じたため。
3,240,000	0	0	施工内容の追加により工程を見直したため。
77,669,000	0	0	業務内容の変更により工程を見直したため。
190,300,000	0	0	設計内容の変更による工程の見直し及び新型コロナウイルス感染症の影響による工程の遅延が生じたため。
40,700,000	0	0	業務内容の追加により工程を見直したため。
1,834,000	0	0	設計内容の精査に時間を要したことにより工程を見直したため。
16,500,000	0	0	関係機関との協議に時間を要したことにより工程に遅延が生じたため。
172,622,000	13,682,547	0	関係機関との協議により工程を見直したため。
101,995,000	693	0	断水時期の変更に伴い工程を見直したため。
6,325,000	0	0	一部機器について再製作の必要が生じたことにより工程に遅延が生じたため。
627,685,000	13,683,240	0	

財源内訳 損益勘定留保資金	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
円 17,534,000	円 62,127,032	円 0	新型コロナウイルス感染症の影響により工程に遅延が生じたため。
2,860,000	205,752,643	0	新型コロナウイルス感染症の影響により工程に遅延が生じたため。
21,890,000	144,115,724	0	新型コロナウイルス感染症の影響により工程に遅延が生じたため。
88,951,000	500	0	一部機器について再製作の必要が生じたことにより工程に遅延が生じたため。
131,235,000	411,995,899	0	

（参　考）

地 方 公 営 企 業 法　　ぬ き が き

（予算の繰越）

第26条　予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

２　前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

３　前２項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。